

大東子保第151号
令和2年4月20日

保護者の皆さま

大東市長 東坂 浩一
(公印省略)

保育所等における臨時休園の実施について

平素は、本市児童福祉行政に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

保護者の皆さまに対しましては、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、令和2年4月8日付けで保育所等への登園の自粛を要請させていただいたところですが、大阪府内や本市における新型コロナウイルスの感染が拡大している状況等を踏まえ、**緊急事態宣言の発令期間中である令和2年4月22日（水）から5月6日（水）までの間、原則として本市内の保育所等を臨時休園することを決定しましたので、下記のとおりお知らせいたします。**

ただし、臨時休園中におきましても、**下記のいずれかに該当する場合は、保育所等での保育を実施しますので、保育所等利用申出書を利用する保育所等に提出していただきます**ようお願い申し上げます。

保護者の皆さまにおかれましては、新型コロナウイルスの感染拡大を防止し、皆さまの生命・健康を守るため、改めて勤務先等と調整をしていただくなど、臨時休園へのご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

1. 臨時休園期間

令和2年4月22日（水）から5月6日（水）まで（緊急事態宣言の発令期間中）

2. 保育の実施の対象となる場合

(1) 保護者の方いずれもが、医療従事者など社会生活を維持する上で必要な施設や社会福祉施設等（※）に勤務しており、就業を継続することが必要な場合

※ 別添の大阪府公表資料にてご確認ください。

(2) ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な場合

(3) その他、個別の事情により、家庭での保育が著しく困難な場合

3. 利用する保育所等の園児や職員等に新型コロナウイルスの感染者が確認された場合は、保育所等利用申出書を提出していただいている場合であっても、原則として2週間、当該保育所等を利用することができなくなりますので、ご了承ください。

【問い合わせ】

大東市 福祉・子ども部 子ども室
保育幼稚園グループ
TEL 072-870-0474